

八重瀬町総合開発審議会設置条例

平成18年1月1日

条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、八重瀬町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本町の定める総合計画及び国土利用計画について町長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員
- (2) 町農業委員
- (3) 都市計画審議委員
- (4) 公共的団体役員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。